b　ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)	
i　要介護１	867単位
ii　要介護２	941単位
iii　要介護３	1,005単位
iv　要介護４	1,061単位
v　要介護５	1,117単位
c　ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(iii)	
i　要介護１	834単位
ii　要介護２	881単位
iii　要介護３	945単位
iv　要介護４	999単位
v　要介護５	1,052単位
d　ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(iv)	
i　要介護１	867単位
ii　要介護２	941単位
iii　要介護３	1,005単位
iv　要介護４	1,061単位
v　要介護５	1,117単位
(二)　ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(II)	
a　ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)	
i　要介護１	941単位
ii　要介護２	1,025単位
iii　要介護３	1,141単位
iv　要介護４	1,217単位
v　要介護５	1,293単位
b　ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)	
i　要介護１	941単位
ii　要介護２	1,025単位
iii　要介護３	1,210単位
iv　要介護４	1,286単位
v　要介護５	1,363単位
c　ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(iii)	
i　要介護１	941単位
ii　要介護２	1,025単位
iii　要介護３	1,141単位
iv　要介護４	1,217単位
v　要介護５	1,293単位
d　ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(iv)	
i　要介護１	941単位
ii　要介護２	1,025単位
iii　要介護３	1,210単位
iv　要介護４	1,286単位
v　要介護５	1,363単位
(三)　ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(III)	
a　ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)	
i　要介護１	941単位
ii　要介護２	1,019単位
iii　要介護３	1,113単位
iv　要介護４	1,190単位
v　要介護５	1,266単位
b　ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)	
i　要介護１	941単位
ii　要介護２	1,019単位
iii　要介護３	1,183単位
iv　要介護４	1,259単位
v　要介護５	1,336単位
c　ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(iii)	
i　要介護１	941単位
ii　要介護２	1,019単位
iii　要介護３	1,113単位
iv　要介護４	1,190単位
v　要介護５	1,266単位
d　ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(iv)	
i　要介護１	941単位
ii　要介護２	1,019単位
iii　要介護３	1,183単位
iv　要介護４	1,259単位
v　要介護５	1,336単位
(3)　特定介護老人保健施設短期入所療養介護費	
(一)　３時間以上４時間未満	654単位
(二)　４時間以上６時間未満	905単位
(三)　６時間以上８時間未満	1,257単位

注１　(1)及び(2)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所（指定居宅サービス基準第142条第１項に規定する指定短期入所療養介護事業所をいう。以下同じ。）において、指定短期入所療養介護（指定居宅サービス基準第141条に規定する指定短期入所療養介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。なお、利用者の数又は医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

２　(3)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所において、利用者（別に厚生労働大臣が定めるものに限る。）に対して、日中のみの指定短期入所療養介護を行った場合に、現に要した時間ではなく、短期入所療養介護計画（指定居宅サービス基準第147条第１項に規定する短期入所療養介護計画をいう。以下同じ。）に位置付けられた内容の指定短期入所療養介護を